

〈書評と紹介〉川俣修壽著 『サリドマイド事件 全史』

SHIMODA, Mamoru / 下田, 守

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

626

(開始ページ / Start Page)

65

(終了ページ / End Page)

69

(発行年 / Year)

2010-12-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007484>

書 評 と 紹 介

川俣修壽著

『サリドマイド事件全史』

評者：下田 守

本書の意義

近代以降の日本では、公害・薬害・労災・職業病など原因または加害者がある程度明確で大規模かつ深刻な健康被害を引き起こす事件が少なくない。水俣病、イタイイタイ病、四日市公害などのいわゆる公害、サリドマイド、スモンなどの薬害、森永ヒ素ミルク中毒、カネミ油症などの食品公害、アスベスト労災、原爆症などの事例が代表的なものとして思い浮かぶ。

これらの事例は、原因や加害の状況、病気の現れ方、運動の経過、行政の対応など、多くの点で違いがあるが、共通する面も少なくない。影響が広範で大規模な健康被害であり、被害者が多数でその状況は多様であり、病気が深刻なうえ生活・仕事など社会生活への影響が深刻であり、被害の範囲が未確定であり、汚染や被害の実態把握が不十分であり、被害者に対する補償・救済が不十分であり、事件の経緯や責任が十分には明らかになっていないことなどが、多くの事件に共通する特徴として挙げられる。

本書は、日本のサリドマイド事件について、裁判から和解に至る経過を中心に、膨大な資料

を詳細に分析して、この事件に関するさまざまな問題を明らかにしようとしたものである。

著者は、「今までの国内研究はいずれも一つの薬害を徹底的に実証分析する方法を採用していない」と言う。確かに、サリドマイド、クロロキン、スモン、薬害エイズ、ヤコブ病などについて、裁判の資料集はあるが、事件を詳細に分析した書は見あたらない。水俣病など他の大規模な公害等でも事情はあまり変わらない。

このような状況の中で一つの事件を徹底的に分析する方法で書かれた本書は、薬害だけでなく広く公害・環境問題の研究史上でも画期的な成果と言えよう。出版事情の厳しい状況の中で本書のような大冊の刊行は容易でないが、今後は他の事例においても資料の詳細な分析に基づく成果が続くことを期待したい。

評者は、サリドマイド事件にも薬害一般にも詳しくないが、著者とほぼ同じ期間にカネミ油症に関わり続け、比較的近年になって研究した成果を発表してきたという点では著者と共通の面がある。しかし、資料の収集・整理などにおける徹底性には到底及びがなく、さまざまな点で学ぶべきところが多く、敬意を表したい。

本書の目的

本書のカバーや出版社のホームページなどでは、本書を次のように紹介している。

「本書は、被害者原告の支援者として関わり、40年間事件を追いつけた著者が、原資料を可能な限り調べ、当事者に取材し、サリドマイド事件の全貌、とりわけ和解交渉の内幕を初めて明らかにする。なぜ被害が拡大し、被害者救済が遅れたのか、被害の原因者である製薬会社と国がなぜ過失責任を認めなかったの

か？ 専門家はどうか関わったのか？ 被害者側弁護士は、なぜ和解交渉を急ぎ、製薬会社と国に謝罪と過失責任を明記させることなく、合意したのか？ その後も続く公害・薬害事件に大きな影響を与えた事件の全史」

また、著者は「序にかえて」において本書の目的と概要を次のように説明している。

「本書では、(略) サリドマイド事件の資料を可能な限り調べ、その上で事件の全貌を明らかにし、被害発生の原因者は誰で、被害を拡大させたのは誰の判断ミスか、被害者救済を遅らせたのは誰かを資料で明らかにした。その上で、各々その責任を追究した。(略) 個別の薬害事例を徹底的に分析することが加害者側、加害者に協力する研究者、行政官に対して多少なりとも抑止力になると考えているからだ。その意味で、スモン、HIV薬害など大型薬害事件の詳細研究はぜひとも必要だ。(略) 本書では特に和解の経緯について詳しく分析し、日本の薬害が和解で解決する理由の一端を示し、原告側弁護士の役割等も明らかにした」

しかし、上記の目的と内容の通りに本書が仕上げられているかは少し疑問がある。

確かに、本書は資料をできるだけ詳しく紹介しながら分析して上記の疑問に対する答えを描き出そうと努めている。しかし、話題が東京地裁における和解交渉に集中したため、非原告、非認定の被害者、各支援グループの諸活動などには触れていない。『神と悪魔の薬サリドマイド』について「全貌は未だに解明はされていない」と指摘しておきながら、本書で「全貌を明らかにした」と言うのは解せない。加えて、本書の表現や資料の扱いには不適切な面が多く、本書の所期の目的を十分に達成するために仕上がっているとは言いにくい。

この表現などの問題には後で触れるとして、

まず本書の構成と内容の概要を紹介しよう。

本書の構成と概要

本書は次のように構成されている。ただし、凡例を囲む括弧は除き、資料の一部は略した。

序にかえて

凡例

第1章 サリドマイドの開発と被害の拡大

第2章 原因追究に動き出す被害者家族

第3章 提訴と準備手続き

第4章 口頭弁論の攻防

第5章 和解工作

第6章 和解交渉開始と賠償金額の決定

第7章 確認書の文言

第8章 訴外者の和解とその後

注

資料

確認書・覚書

厚生省、法務省文書の内訳

参考文献

サリドマイド事件全史年表

あとがき

第1章は、サリドマイドの開発・販売および初期の被害の状況などについて説明している。サリドマイドを開発した西ドイツのグリュネンタール社が販売を開始する前に大日本製薬は開発に着手し、ドイツで限定販売された薬を有名医薬品と扱った簡易審査で製造販売許可を得て、1958年1月に睡眠薬イソミンとして販売を始めた。レンツの警告を受けて1961年11月末にドイツで回収が始まったのに、大日本製薬と厚生省は12月上旬以降に協議を重ねながら対策を打ち出さず、ようやく1962年5月に出荷を停止し、9月に回収を始めた。都立築地産院は妊婦に計画的にサリドマイド剤を投与して1961年5

月の3例目の奇形の発生の後に投与を中止したが、それ以上の検討はしなかった。

第2章は、4人の被害者の親に焦点を当てつつ初期の被害者の運動について説明している。東京の飯田進と荒井良は連携して1963年3月末に先天異常児父母の会（後に子供たちの未来をひらく父母の会と改称）を結成し、スラマー手術の実現や小児病院建設のため運動に力を注いだ。1962年12月にサリドマイド禍奇形児救済両親連盟を結成していた豊橋のYは父母の会に合流したが、同年6月名古屋地裁に提訴する直前に副会長を解任された。中森黎悟は父母の会に参加しながら京都で独自の動きを続け、1963年10月にサリドマイド被害児救済会を結成し、翌年12月に京都地裁で提訴した。父母の会は1965年春頃から訴訟を検討して、同年11月に全国の27家族が東京地裁に提訴した。訴訟に反対であった荒井はしばらく後で退会した。中森は1966年12月に大日本製薬を刑事告発し、1967年8月結成のサリドマイド被害児を守る会の支援を受けたが、東京地裁の弁護団や父母の会から運動にマイナスと批判された。

初期の運動の有力な担い手たちが飯田以外は相次いで第一線から去ったことが、その後の運動に少なからず影響を与えたのではないか。

第3章は、東京地裁への提訴から1971年2月の口頭弁論開始までの期間の動きを主に扱っている。この間、ドイツ、イギリスなどで民事裁判が進行し、1970年末までに欧州では因果関係と過失を前提にした解決が相次いだ。他方、東京地裁では準備手続きに5年以上を要し、外国文献の翻訳や証人の招聘などに多額の費用を要するために原告側は資金難に陥っていた。

第4章と第5章は、東京地裁の準備手続きが終わった頃から和解交渉が始まる前までの動きを扱っている。第4章は1971年2月から1973年10月までの東京地裁の50回の口頭弁論のうち主

なものを紹介している。1971年9月にサリドマイド裁判を支援する市民の会が発足した。梶井・レンツの証言で因果関係が明確になり、西ドイツで和解が進行していることから、被告は和解の道を模索し始めていた。この間、増山元三郎・高橋暁正の鑑定申請を却下した裁判官に忌避を申し立て、審理が5カ月余り止まった。第5章は1970年7月から1973年11月頃までの被告側の和解に向けた動きを、厚生省に残された文書などに基づいて説明している。和解案は補償金額を中心に次第に煮詰まり、裁判所が和解を提案する予定だったが、忌避申立てで頓挫した。原告側弁護団は忌避の裏で被告側と和解の下工作を進めていたと著者は推測している。

第6章と第7章は本書の中心をなす部分であり、著者が新たに入手した厚生省文書と原告団事務局員のノートなどに基づいて、和解交渉の経過を詳細に追跡している。このうち第6章は1973年11月頃から翌年9月頃までの交渉について、主に補償金額などに関する政府内の動きも含めて経緯を扱い、第7章は1974年4月頃から同年10月の調印に至るまで、責任の表明などに関する確認書の文言をめぐる交渉を中心に説明している。1973年12月末の第一回交渉で被告側が過失責任を認めると明言したにもかかわらず、その後の交渉では金銭補償の金額等に話題が集中し、1974年10月に最終的に調印された確認書には因果関係と責任が明記されなかった。

第8章は、和解調印後の動きを扱っていて、提訴しなかった被害者の和解の手続き、長期継続年金の運用問題、財団法人いしずえの発足、台湾の被害者への補償、薬害被害者救済制度の発足、サリドマイドの再承認などの諸問題について、それぞれ簡潔に説明している。このうち「9 『サリドマイド事件』は何をもたらしただか」が全体のまとめに相当するのであろう。

表現などの問題点

先に少し触れたように、本書は表現や資料の扱いなどで不適切な面が少なくなく、丁寧に読もうとすればするほど疲れを感じてしまうのである。以下、いくつか具体的に指摘しておく。

本書にはメリハリがなく材料を並べただけで主要な点が明確でない所が多い。一般に論説的な文章においては、中心となる主張を明確に示し、その根拠を前後に有機的に配し、その際に根拠となる事実と自らの意見を峻別して示すことが必要だが、そうでない場合が目につく。

冒頭の「序にかえて」において本書の目的・概要が分かりやすく示されているとは言えない。概要に当たる文は前半の各段落に分散していて、先の引用はつなぎ合わせたものである。しかも、「序にかえて」の約3分の2を占める後半は、薬害についてのこれまでの文献の説明に終始している。結局、読者が「序にかえて」から明確な主張を読み取ることは難しい。

続く【凡例】では、異なる種類の事項を漫然と並べていて、本文を読み進み中で振り返って探すことを難しくしている。文献等の略称や被害者等の扱いなど、分類して示すべきであろう。文献や資料の略称は注の冒頭の「注の凡例」にもあり、どちらかにまとめるべきである。

本文の各章、各節においても、何が中心なのか分かりにくい場合が少なくない。各章の末尾に簡潔なまとめを付けるべきであった。本書全体の結論やまとめも明示されていない。おそらく第8章の「9 『サリドマイド事件』は何をもたらしたか」が相当するのであろうが、その後に「10 サリドマイドの再承認」があるために印象が薄められてしまう。この9節の内容もいろいろ並べただけという印象が強い。

本文の至る所で資料の扱い方が、特に引用や注の付け方において不適切である。複数の段落を含む長文の引用が多いが、すべて括弧（「」）

で囲むだけで、字下げせず前後に空白行もないため、地の文とすぐには見分けが付かない。そのうえ、複数の段落を含む被引用部の前後または前か後に地の文を付ける記述が非常に多い。

注の付け方も不適切な場合が多い。ほとんどの場合に被引用部を含む段落の末尾に注が付いている。注に対応する範囲が数頁にわたることもあり、しばらくは出典が分からないまま読み進むことになる。被引用部の後に著者の評価などが付いてから段落が終わる場合も多く、段落の末尾の注が何を指すのか分かりにくくなる。段落末尾の注が複数の出典を示す場合もあり、本文との対応関係を分かりにくくしている。

注で出典が示されていてもすぐには詳細が分からないことも多い。巻末資料の参考文献は発行日順に並べられ、本文や注の文献名に発行年月の表示がないので、すぐには探し出せない。『サリドマイド裁判』からの引用は巻数と頁数が示されるだけなので、元の文書は『裁判』を見ない限り分からない。少なくとも証言以外は文書名などを示すべきであろう。厚生省の文書は、凡例12に反して「厚生省文書」と表示されず、文脈からそれと分かるに過ぎない。

巻末の参考文献の一覧の書き方も通常と異なる流儀で、不適切な点が目立つ。雑誌論文などは発行日だけでなく雑誌の巻号数、論文の開始・終了頁を示すべきである。文献は単行書、雑誌掲載、その他に分類したうえそれぞれ著者順に並べる方が分かりやすい。著者は「事件の流れを理解するために発行日順とした」と書くが、その必要は感じられない。参考文献において書名や論文等の表題の欄の中に著者のコメントを付け加えていることも不適切である。＜＞で囲んでいるとはいえ、題名と欄の中に書くのは客観的事実と主観的評価の混載であり、押しつけがましい。どうしてもコメントを付けるなら各文献の末尾に書くべきであろう。

「あとがき」に「削除に削除を重ねたにも拘わらずこの分量になった」とある。そのために詰め込みすぎたり（巻号数・頁数など）必要な情報を削ったのかもしれない。しかし、もう一工夫すれば前述の欠点の多くは避けられたはずである。たとえば、録音の部分と同様に被引用部を字下げすることができよう。行数を節約するために被引用部において改行の部分を「／」の記号で区切ることもできよう。コメントを外しても巻号数と開始・終了頁を付けるべきであり、必要ならコメントだけをまとめればよい。

上に指摘したことの多くは、通り一遍に読むだけの読者には気づかれにくいかもしれない。しかし、少し丁寧に読もうとする読者に対して本書は必要以上の労力を負わせてしまう。要するに、読者への配慮があまりにも欠けていることが問題であり、この点で適切な助言を受ける機会がなかったことが惜しまれる。

今後の課題など

表現などの形式的な面に少し深入りしすぎたかもしれない。いま一度本書の内容に立ち戻り、気づいた点をいくつか記しておきたい。

本書はサリドマイド事件という言葉を催奇形性に焦点を絞って使っている。しかし、妊娠女性以外に対するさまざまな副作用はヨーロッパでは当初から問題にされていたが、日本では調査されなかったようだ。最近の再承認の動きに鑑みても改めて注目されるべき点ではないか。

本書の中心は和解交渉の詳細な分析だが、すべてが詳細に説明されているとは言えない。たとえば、第4回と第5回の交渉について、本文ではなぜかほとんど触れられていない。

和解交渉において弁護団と原告団の一部が秘密交渉で金銭賠償の話を進め、確認書で因果関係と過失を明確に記載できなかったことが問題

だったと著者は捉えているようだ。しかし、和解交渉における被害者側の動きを分析するためには、各当事者の状況の詳細な調査が必要であろう。原告の（経済的）状況、原告の代表と一般の原告との関係、弁護団の財政状況、特に「サリドマイド裁判を支援する市民の会」は裁判をどの程度支えたのであったのか、など気になる点が少なくない。これらの背景が明らかになれば和解交渉の問題点をより深く捉えることができるのではないか。特に弁護団や支援団体の自己検証が今後のために有益であろう。

本書の最大の意義は、サリドマイド事件について厚生省文書や原告団の内部資料を発掘して紹介し、それに基づいて特に和解交渉について詳しく分析したことであろう。行政文書の発見は情報公開制度の活用によるものだが、黒塗りや法務省関係文書の全面的非開示は現行制度の限界と改革の必要性を示していると言えよう。

今後の研究の進展のためには著者が当初目指した資料集の刊行が必要であり、厳しい出版事情であっても、何らかの形で活用されることが望まれる。サリドマイド事件に関しては本書では触れられなかった点を詳細に分析した書および一般向けに事件を分かりやすく説明する書の刊行も期待したい。その際、読者に十分な配慮が必要ではあるが。

本書に刺激されて、その他の薬害をはじめ大規模で深刻な公害事件などについて詳細な個別研究が（特に若手によって）続けられることを期待したい。それには各事件の基礎的な資料の収集・保存が不可欠であるが、そのための体制を整備することも今後の大きな課題であろう。（川俣修壽著『サリドマイド事件全史』緑風出版、2010年5月刊、542頁、定価8400円＋税）

（しもだ・まもる 下関市立大学経済学部教授）